

農地法5条許可申請に要する主な書類<買受適格証明願を伴う場合>

5条許可申請・農地の転用に伴う権利の移動を行う場合に必要です。

[農用地区域内の農地は転用できません。]

<提出申請書>

農地法の規定による許可申請書（5条申請用）
買受適格証明願

<提出部数>

3部
3部

<添付資料（副はコピーで可）>

1. 裁判所の競売（公売）を実施する旨の公告をしたことを証する書面（裁判所が登載する「新聞公告の写し」でも可） 2部
2. 公図写し<法務局発行>・申請地隣地の所有者及び登記地目を明示し、農地及び法定外公共用財産（赤道・水路）を着色する 正1部・副1部
3. 現地案内図（住宅地図など）・申請地を図示する 正1部・副1部
4. 土地利用計画図（建物平面、給排水、雨水経路図等）
・（縮尺・面積・距離・地番等を明記） 正1部・副1部
5. 確認書・担当地区農業委員か農地利用最適化推進委員に申請内容を説明の上
確認書の発行を依頼してください 正1部・副1部
6. 法人の場合・法人登記事項証明書<法務局発行>及び定款 正1部・副1部
7. 資金証明書（残高証明・融資証明・預金通帳の写し）
親族又は金融機関以外の第三者から贈与又は融資を受ける場合は資金証明書に加え確約書 正1部・副1部

※代理人が申請を行う場合は、委任状が必要です。

※申請は毎月20日（休庁日の場合は翌開庁日）を締切日として受け付けています。

宅地への転用は

農家住宅 1,000㎡以内・一般住宅 500㎡以内 建ぺい率 22%以上が原則

工事は農地法の許可後に着手してください。

員弁町内の一部地域（市街化区域内）では、届出書になり、農業委員会が受理書の発行を行います。

5条許可申請 → 5条転用届出書（市街化区域内）

いなべ市農業委員会事務局

Tel:0594-86-7834 FAX:0594-86-7869